

## 中部運輸局自動車交通部

令和8年7月8日 14:00発表

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官  
三屋、服部 TEL 052-952-8082中部運輸局 愛知運輸支局 監査担当  
小柳津、松本 TEL 052-351-5312

## タクシー事業者を車両使用停止処分

中部運輸局は、下記事業者に対して車両使用停止処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所並びに営業所名

事業者名：愛知つばめ交通 株式会社（代表取締役社長 山口 貴史）

住所：愛知県名古屋市瑞穂区彌富通2丁目8番地

営業所：和合営業所（愛知県愛知郡東郷町大字和合字前田143番地）

2. 行政処分等の概要

処分日：令和8年7月8日

処分内容：車両使用停止処分（220日車）

3. 監査端緒

令和7年12月12日に愛知県愛知郡東郷町の道路上において酒気を帯びた状態でタクシーを運転し、愛知県公安委員会から通報があったことから監査を実施。

4. 主な違反内容及び違反条項

- （1）酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車の運行の業務に従事させた。  
（道路運送法第27条第3項）  
（旅客自動車運送事業運輸規則第21条第4項）
- （2）点呼の記録の記載事項が不適切であった。  
（道路運送法第27条第3項）  
（旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項）
- （3）業務の記録の記録事項が不適切であった。  
（道路運送法第27条第3項）

(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)

- (4) 事故の記録の記録事項が不適切であった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第26条の2)
- (5) 乗務員等台帳の記載事項等が不適切であった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)
- (6) 主として運行する営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
- (7) 主として運行する営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する飲酒運転防止の指導監督が不適切であった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
- (8) 運転者に対する指導監督の記録の記載事項等が不適切であった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
- (9) 特定の運転者(事故惹起運転者)に対する運転適性診断(特定診断)を実施していなかった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
- (10) 業務の適確な実行及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導監督が不適切であった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)
- (11) 輸送の安全にかかわる情報の公表をしていなかった。  
(道路運送法第29条の3)